

2017.2.28 09:34

歩きたばこに厳しく、悪質違反には全国最高額の過料2万円 奈良・生駒市

奈良県生駒市は、市内全域の公共の場所での歩きたばこを禁止し、勧告・指導に従わない悪質な違反者からは過料2万円を徴収する罰則規定を設けた路上喫煙防止条例を制定する。1年以内には、立ち止まった状態での喫煙禁止区域も制定するとしており、3月議会に条例案を提案、10月1日からの施行を目指す。同市によると、罰則付きの路上喫煙防止条例を制定するのは、奈良市に続き県内で2例目。

生駒市は平成23年1月に「まちをきれいにする条例」を施行。歩行中や自転車走行中の喫煙を禁止、公共の場所での喫煙は吸い殻入れが設置されている場所に制限しているが、違反者への罰則規定はなかった。

条例案では、すべての道路や広場、公園など、市内全域の「公共の場所」での歩きたばこを禁止。施行1年以内をめどに市民から募集する意見を踏まえ、駅周辺や学校周辺などに、路上喫煙を禁じる「禁止区域」を設ける。

巡回する市職員が違反者を発見した場合は喫煙を止めるよう勧告、従わない場合は命令し、それでも応じなければ過料2万円を徴収する。同様の条例は全国の自治体で制定が進んでいるが、2万円は群馬県前橋市などと並び最高額とみられる。火を使わない「新型たばこ」は対象外。

制定後は、禁止区域に周知用の看板も設置。ただ、区域内でも受動喫煙被害の恐れが少ないと判断できる場合などは「指定喫煙場所」を設け、特定の時間帯のみ喫煙可能-といった対応を取るといふ。

同市の担当者は、「まち全体のマナーアップを図り、心地よい環境づくりをすすめたい」としている。

©2017 The Sankei Shimbun & SANKEI DIGITAL All rights reserved.